

3 階直結給水実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、3階建て建物に直結給水を認める場合に必要な事項を定めるものとする。

(対象建物)

第2条 3階建てまでの建物で、建物全体の計画一日最大使用水量は、30立方メートル以下とする。ただし、次のような建物へ給水する場合は対象外とし、受水槽とする。

- (1) 一時的に多量の水を使用するものや使用水量の変動が大きい施設・建物等で、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがあるもの
- (2) 毒薬・劇物・薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造・加工又は貯蔵する工場・事業所・研究所等
- (3) 災害や事故による断減水時にも一定の給水の確保が必要な建物
- (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする建物
- (5) 計量法に基づく量水器の取替えによる断水時にあって、影響が大きい建物

2 直結式給水の対象外建物の例を次に掲げる。

- (1) クリーニング、写真及び印刷・製版、染色、メッキ等の事業を行う施設等
- (2) 病院・ホテル・百貨店等の施設
- (3) 食品冷凍機・電子計算機等の冷却水に供給する場合

3 3階を超える建物であっても、4階以上に給水を設けないものは対象とする。

(実施条件)

第3条 実施にあたっては、以下に掲げる条件を全て満たさなければならないものとする。

(1) 水圧条件

申請箇所又は申請場所直近の消火栓等において、自記録水圧計により連続24時間以上の水圧を測定し、この測定値の最小動水圧が、分岐しようとする配水管位置での水圧に置き換えた場合であっても、0.25MPa以上を確保できること。

(2) 給水器具の高さ

3階に設置する給水器具の最高位は、原則として配水管の布設道路面から8.5m以下とする。

(3) 給水管の分岐口径

配水管から分岐する給水管口径は、原則として、配水管の管径より2段階以下とし、25mm以上かつ75mm以下とする。

給水管分岐口径	配水管口径
25mm、30mm	50mm以上 350mm以下
40mm	75mm以上 350mm以下
50mm	100mm以上 350mm以下
75mm	150mm以上 350mm以下

(事前協議)

第4条 この要領に基づき給水を受けようとするものは、次の各号により事前協議を行うものとする。

- 申請者、指定給水装置工事事業者又は協議者は、給水装置承認申請を行う前に、設計水圧の調査のため、「設計水圧調査依頼書」(様式第1号)を市長に依頼しなければならない。
- 市長は、前項の依頼があった場合、設計水圧を調査し、「設計水圧調査回答書」(様式第2号)により回答するものとする。
- 申請者、指定給水装置工事事業者又は協議者は、前項の回答により3階直結給水を計画する場合、「3階直結給水設計協議申請書」(様式第3号)及び必要添付図書を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。
- 市長は、前項により事前協議が整った場合は、「3階直結給水設計協議回答書」(様式第4号)を交付するものとする。

(設計条件)

第5条 設計にあたっては、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 設計水圧

水圧条件 (最小動水圧)	設計水圧
0.25MPa以上	0.25MPa

(2) 給水管口径の決定

ア 使用実態に沿った同時使用量を的確に算定し、その水量に応じた給水管取出し口径等を決定する。

イ 給水管の管内流速は、口径50mm以下の場合は2.0m/sec以下、口径75mmの場合は1.5m/sec以下とすること。

(3) 逆流防止装置

3階直結の給水装置には、量水器の2次側に逆流防止装置を設置しなければならない。

(給水装置工事の申込み)

第6条 事前協議の回答により、3階直結給水が可能となり、給水装置承認申請を行う場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 3階直結給水設計協議回答書(様式第4号)の写し
- (2) 3階直結給水に係る誓約書(様式第5号)

附則

この要領は、平成30年4月5日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条第 2 項関係）

年 月 日

富里市長

様

依頼者 住 所

氏 名

印

電話番号

設計水圧調査依頼書

下記の建物への 3 階直結給水を検討するため、3 階直結給水実施要領第 4 条第 2 項の規定により、設計水圧の調査を依頼します。

調 査 箇 所	富里市
建 築 物 概 要	☐ 共同住宅 ☐ 専用住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 店舗・事務所等併用住宅 （内訳：店舗事務所等_____戸、住宅用_____戸） ☐ 小規模社会福祉施設（ ☐ その他（
	計画戸数_____戸
給水開始予定日	年 月 日
添 付 書 類	案内図、管網図
そ の 他	

第 号
年 月 日

様

富里市長

設計水圧調査回答書

年 月 日付けで依頼がありましたこのことについて、3 階直結給水実施要領第 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

調 査 箇 所	富里市
設 計 水 圧	MPa

- (注) 1 この回答書は、調査箇所における給水装置工事の設計に必要な設計水圧を回答するものであり、工事を承認するものではありません。
- 2 設計水圧は、測定した水圧に必要なデータの補正を行い決定しています。
- 3 この回答書の設計水圧により 3 階直結給水を計画する場合は、「3 階直結給水設計協議申請書」（様式第 3 号）により事前協議を行ってください。

様



下記の建築物への3階直結給水としたいので、3階直結給水実施要領第4条第4項の規定により、設計協議を申請します。

施 工 主	住 所 氏 名 電話番号
施 工 場 所	富里市
建 築 概 要	☐ 共同住宅 ☐60 m²以上 ☐30 m²未満 戸 ☐30 m²以上 60 m²未満 ☐30 m²未満 戸 ☐ 専用住宅 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 店舗・事務所等併用住宅 (内訳：店舗事務所等_____戸、住宅用_____戸) ☐ 小規模社会福祉施設 (_____) ☐ その他 (_____)
	地上 _____ 階 (地下 _____ 階)
使 用 水 量	年 _____ 月 _____ 日
分 岐 口 径	配水管口径 _____ mm × 給水引込管口径 _____ mm
宅 地 と 道 路 の 高 低 差	道路標高より ☐ プラス _____ m ☐ マイナス _____ m
添 付 書 類	1. 案内図 2. 建築図 (平断面) 3. 給水平断面図 4. 設計水圧調査回答書の写し 5. 水理計算書

第 号
年 月 日

様

富里市長

3 階直結給水設計協議回答書

年 月 日付けで依頼がありましたこのことについて、3 階直結給水実施要領第 4 条第 5 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

☐ 3 階直結給水が可能です。

留意事項

- 1 設計内容を変更する場合は、再協議となります。
- 2 給水装置承認申請時に本書の写しを添付してください。

☐ 3 階直結給水が不可能です。設計内容を検討し直すか、あるいは受水槽給水を採用してください。

理 由

- ☐ 設計内容を確認したところ、必要な水圧が確保されていません。
- ☐ その他（ ）

施 工 主	住 所 氏 名
施 工 場 所	富里市

年 月 日

富里市長

様

設置者 住 所
(所有者) 氏 名
電話番号

印

3 階直結給水に係る誓約書

3 階直結給水による給水にあたり、下記の事項を遵守するとともに、これに違反する行為があったときは一切の責任を負うことを誓約します。

記

- 1 設置場所 富里市
- 2 誓約事項

(1) 使用者への通知

次の内容を理解し、使用者等に周知させるとともに、出水不良時には解消のため全面的に協力し、水量水圧等に不足が生じても上下水道課に対して一切異議等の申立てはしません。

ア 給配水管の漏水等による事故及び水道施設工事の際、断水又は水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。

イ 渇水対策等による給水制限時に、3 階の給水栓で断水または水圧低下に伴う出水不良が生じる場合があること。

(2) 出水不良に対する対応

上記の理由による出水不良又は給水装置の用途変更（専用住宅から店舗等への変更）により、当方の給水に支障をきたす場合には、自らの費用負担で給水方式を変更することにより対応します。

(3) 借受人への通知

3 階部分の部屋を貸借する場合には、本給水装置は上記の条件付きであることを貸借人に熟知させ、3 階部分での断水や、水圧低下に伴う出水不良が生じた場合の貸借人の苦情等は、当方が責任をもって処理し、上下水道課には一切御迷惑をかけません。

(4) 譲渡人への通知

本給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲渡人に継承します。

(5) 条例等の遵守

上記事項の他、取扱上に必要な事柄については、富里市給水条例等を遵守して施工します。